

# 警報の発令による臨時休校について

兵庫県立網干高等学校  
全日制課程

1. **午前6時**以降に、**姫路市**に、休校となる警報(※1)が発令されていれば、生徒は自宅待機とする。  
(※1 休校となる警報とは大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報のいずれかである)
2. その後の授業についての扱いは以下の通りとする。
  - (1) **午前9時**以降に、休校となる警報が発令されていない場合は、**5校時**より授業を行う。
  - (2) **午前9時**以降に、休校となる警報が発令されていれば、**臨時休校**とする。
3. 考査についての対応は以下の通りとする。
  - (1) **午前6時**以降に、休校となる警報が発令されていれば、**臨時休校**とする。
  - (2) その日の考査は、考査最終日の翌日に実施する。  
※警報発令日が複数日にまたがる場合は、翌々日の順に実施する。

なお、民放等は「兵庫南西部」という表現で、「兵庫南西部の一部の地域」を表現している場合があるので、必ず「姫路市」に休校となる警報が発令しているかを確認してください。

【参考】下記の方法で「姫路市」に警報が発令しているか確認ができます。

《履歴が確認できる Web ページ》

◎日本気象協会(tenki.jp)兵庫姫路の警報・注意報 <http://tenki.jp/warn/point-1183.html>

《調べた時点の状況が確認できるもの》

○NHK 地上デジタル放送→データ放送→気象警報→警報注意報→兵庫県姫路市

○気象庁の気象警報・注意報 兵庫県 [http://www.jma.go.jp/jp/warn/332\\_table.html](http://www.jma.go.jp/jp/warn/332_table.html)

(学校への問い合わせはご遠慮ください。早朝からの問い合わせには対応できません。)

【注意】

※「たつの市」等、周辺地域に警報が発令され、「姫路市」に発令されていない場合

- (1) 当該地域に居住する生徒は原則自宅待機とする。  
(但し、学校は平常授業を行うので、十分に安全を確認し、登校してもよい)
- (2) 考査については、原則追考査を実施する。